

## 垂井町老朽危険空家等除却事業補助金 申請のご案内

老朽化などにより倒壊などの危険がある空き家の除却費用を **最大30万円** 補助します。

### 補助対象となる空き家

町内に在する **老朽危険空家等**（不良住宅や特定空家等であり、倒壊すれば通学や避難等に支障をきたすおそれのある空き家）であり、次のいずれにも該当しないものです。

- ・他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定があるもの
- ・公共工事による移転、建て替えその他の補償の対象となっているもの
- ・独立行政法人等が所有権を有するもの
- ・同一敷地内において、過去にこの補助金の交付を受けたもの
- ・新築、改築又は建て替えに伴う除却であるもの など

### 補助対象となる者

補助対象者は、原則として、補助対象空家等の **所有者** 又は **相続人** です。

※町税等の滞納がある者や、空き家に係る全ての権利者の同意が得られない者は対象外となります。

### 補助対象となる事業

補助対象事業は、下記の①及び②に該当するものです。

①補助対象空家等の **除却工事** である。

※空家等の基礎の一部や、敷地内の残置することが不適切であると判定を受けた建物を残す除却や不動産売買や不動産・駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事は認められません。

②**解体工事業者と請負契約を締結** するもの。

### 補助対象経費と補助金の額

補助対象経費は、補助対象空家等の **除却費用** です。

※動産（家財道具や車など）の処分及び地下埋設物（浄化水槽等）の除却に要する費用は除く。

補助金の額は、補助対象経費の **1/3** 上限額は **30万円** です。

※申請にあたっては、本紙に記載した項目以外にも条件があります。詳しくはお問合せください。

## ご注意ください！

- ・契約・着手済みの工事は補助金の対象となりません。  
必ず事前に、相談や申請をしてください。
- ・事前調査の申込みから交付決定までは、1か月程度かかります。
- ・余裕を持って手続きしていただきますようお願いします。
- ・空き家を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、

## 手続きの流れと必要書類

### 1. 事前相談

役場 2 階 企画調整課 窓口で事前相談を行っています。  
建築物の全景が確認できるもの（写真や画像）をお持ちください。

### 2. 事前調査の申込み 【申請者から提出】 ※申込みには期限があります。ご確認ください。

交付申請の前に、空家が補助対象の空き家（老朽危険空家等）に該当するかの判定を行います。必要書類を揃えて、申込みをしてください。

#### 【必要書類】

- (1) 事前調査申込書（様式第 1 号）
- (2) 付近見取図 ※空家等の位置を確認します
- (3) 配置図 ※敷地内の配置と除却する対象を確認します
- (4) 現況写真（各面の全景が確認できるもの） ※データでの提出可
- (5) 建物の所有状況がわかる書類  
（固定資産税課税台帳記載事項の証明書又は課税明細書などの写しなど）
- (6) 誓約書（様式第 2 号）
- (7) 申請者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し
- (8) その他

### 3. 現地調査の立ち会い 【町職員が実施】

町職員が現地調査を行います。立ち会いにご協力ください。

### 4. 事前調査結果通知書の受理 【町から通知】

町より事前調査結果を通知します。結果をご確認ください。  
交付申請が可能な場合は、補助金の交付申請を行うことができます。

### 5. 補助金の交付申請 【申請者から提出】

必要書類を揃えて、申請をしてください。  
※この時点では工事の契約はしないでください。

#### 【必要書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第 4 号）
- (2) 建物登記事項証明書（1 か月以内の発行）※事前調査の申込みで提出済の場合は不要
- (3) 補助対象者であることを証する書類 ※(2)で確認できる場合は不要
- (4) 事業実施計画書（様式第 5 号）
- (5) 事前調査結果通知書（様式第 3 号）※町より通知したもの
- (6) 解体事業者等であることを証明する書類の写し
- (7) 工事の見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し
- (8) その他

※相続人等の関係権利者が存する場合は確約書や同意書などが必要

## 6. 補助金交付決定通知書の受理 【町から通知】

町は申請内容を審査し、補助対象として適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を申請者へ送付します。

## 7. 工事の契約・実施 【申請者が実施】

交付決定通知書を受領後、解体工事業者と請負契約を締結し、工事を実施してください。

※契約日は交付決定通知日より後の日付としてください。

※工事中は写真が完了報告時に必要です。取り忘れないようにご注意ください。

※工事内容に変更が生じた場合は、すぐにご連絡ください（別途手続きが必要）。

## 8. 工事完了後の完了報告 【申請者から提出】

工事完了後、代金を支払い、必要書類を揃えて、完了報告をしてください。

※工事完了後1か月以内かつ3月20日までに報告してください。

### 【必要書類】

- (1) 事業完了報告書（様式第11号）
- (2) 補助事業の請負契約書又は請書の写し
- (3) 除却に要した経費の支払を証する領収書の写し
- (4) 工事写真（施工前、施行状況、施工後と事業の内容が確認できるもの）
- (5) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (6) その他

## 9. 交付額確定通知書の受理 【町から通知】

町は報告の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書を申請者へ送付します。

## 10. 補助金の請求 【申請者から提出】

交付額確定通知を受けたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。

### 【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書（様式第13号）

## 11. 補助金の受領 【町から振込】

請求書に記載された口座へ補助金を入金します。入金をご確認ください。

**【重要】建物を解体したら、「建物滅失登記」を忘れずに！**

建物を解体したら、所管の法務局で「建物滅失登記」の手続きをしましょう。

手続きは、建物を解体してから1か月以内です。

手続きをしないと、いつまでも建物が存在していることになり、固定資産税の課税も続きます。そのほかにも土地の売却ができないなどのデメリットが生じます。

**<岐阜地方法務局 大垣支局>**

〒503-0888

岐阜県大垣市丸の内1丁目19番地（大垣法務合同庁舎）

TEL 0584-78-3347

**垂井町役場 企画調整課 生活安全係**

〒503-2193

岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

TEL 0584-22-1152

FAX 0584-22-5180

E-mail [kikaku@town.tarui.lg.jp](mailto:kikaku@town.tarui.lg.jp)